

平成15年 9 月 25日

各 位

羽 後 信 用 金 庫

秋田県本荘市大町32番地

0184-23-3000

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」について

平成15年3月28日に金融庁より公表された「リレーションシップバンキングの機能強化計画に関するアクションプログラム」に基づき、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定しましたのでお知らせいたします。

当金庫は、この計画策定の柱である「中小企業金融の再生に向けた取組み」および「健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み」に関する諸施策を着実に実践し、地域金融機関としての使命を果たしてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、別紙の「機能強化計画の要約」をご参照ください。

【お問い合わせ先】

羽後信用金庫 総務企画部 企画課

0184-23-3000

機能強化計画の要約

1. 基本方針

(1) 事業地域の現況等

地区内の景況は、公共投資の縮減、事業縮小、リストラの進行に伴う個人消費の低調等から、総じて不冴えに推移しており、好転を予測できる材料も見当たらないので、先行きも不透明な状況にある。

(2) 当金庫の長期計画(平成15年4月～平成18年3月)の概要

地域社会のリーダーとして、地域の中小企業や住民等とともに、豊かで活力ある地域社会を創り上げるために、「使命共同体」の中核となって、地域経済の再生・活性化に向けて真価を発揮する。

財務戦略

ア、貸出金利の適正化と預貸率の向上 イ、不良債権の適切な処理と債権の健全化 ウ、有価証券運用の厳正化と効率化 エ、非金利収入の向上

顧客戦略

ア、ペイオフ全面解禁への対応 イ、定期積金への取組みの再検討

業務プロセス改革

ア、リスクマネジメント・コンプライアンス体制の確立 イ、渉外体制の見直し、顧客相談機能の充実

人材育成戦略

ア、自己啓発意欲向上のための意識改革等 イ、各種研修への積極的な参加・受講

(3) 金融審議会報告からみた当金庫が対処すべき優先課題

当金庫の長期計画「“うごしん”チャレンジ21(3カ年計画)」は、金融審議会報告と同一方向にある全信協の「しんきんチャレンジ21」をベースに策定していることから、基本的考え方に乖離はないものと認識している。

(4) 2年後の当金庫の姿

今後も中小企業の景況は厳しく、不良債権処理やペイオフ一部解禁に伴う対応等、信用金庫業界にとっても厳しい時期となる可能性が大きいなか、地域経済社会再生・活性化を図るため、中小企業の総合相談センター、地域住民の生活情報センター、福祉、環境を大切にする地域密着をより推進した金融機関の実現を目指している。

(羽後信用金庫)

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項 目	現 状	具体的な取組み	ス ケ ジ ュ ー ル		備 考 (計画の詳細)
			15 年 度	16 年 度	
・ 中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> 業種別担当者は配置していないが、営業店・本部の審査、審査委員会と審査体制は整備されていると認識している。 審査能力は不十分と認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体開催の外部研修の受講及び審査課が内部研修(復命研修を含む)を実施し、審査能力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修の受講 内部研修(復命研修を含む)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修の受講 内部研修(復命研修を含む)の実施 	
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	<ul style="list-style-type: none"> 創業・新事業案件には可能な限り相談に乗り期待に応えていると認識している。 「東北6県産業クラスターサポート金融会議(仮称)」にはメンバー登録している。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業クラスター計画参画先からの支援要請には、収集した情報を確認・分析して対処する。 	<ul style="list-style-type: none"> 会議にメンバー登録 情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集 	
(5) 中小企業支援センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援センターで補助対象となった事業の支援要請がなかったことから、活用していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 県信用保証協会とタイアップして補助対象事業の所要資金について支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援センター、信用保証協会と協議 	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い開始 	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> 「うごしん経営情報クラブ」を結成し、(株)ベンチャーリンク発行の情報誌を配付し、年1回情報交換会を開催している。 全信協のホームページの活用し商品紹介を行ったり、全信協発行の情報誌を配付して情報を提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の情報提供活動を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の情報提供活動を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の情報提供活動を継続していく。 	

(羽後信用金庫)

項 目	現 状	具体的な取組み	ス ケ ジ ュ ール		備考(計画の詳細)
			15 年 度	16 年 度	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体性整備強化並びに実績公表	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者の財務内容は総じて悪化、延滞も増加している。 ・審査・事後管理は審査課、延滞債権等の管理は管理課、常務理事を融資部長委嘱と既存体制で整備済と認識している。 ・延滞発生には早め早めに対応する。 ・支援要請には誠意をもって対応するが支援要請は殆どない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な審査の励行で不良債権の新規発生を防止する。 ・延滞発生時に直ちに保証人に連絡等で延滞を解消する。 ・延滞債務者の動向に注視し効果的な対応策を実施する。 ・支援要請には誠意をもって対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な審査の励行 ・早期対応で延滞解消 ・延滞債務者の動向に注視・効果的な対応 ・誠意をもって支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な審査の励行 ・早期対応で延滞解消 ・延滞債務者の動向に注視・効果的な対応 ・誠意をもって支援 	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	<ul style="list-style-type: none"> ・民事再生法の活用例なし ・私的整理ガイドラインの活用例なし ・民事再生法等を活用しての再建について適切に対応する態勢の整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウ蓄積の情報収集 ・業界団体開催の外部研修の受講 ・復命研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 ・外部研修の受講 ・復命研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 ・外部研修の受講 ・復命研修の実施 	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	秋田県中小企業再生支援協議会の情報を収集(県協が構成機関に登録)	協議会に参画して、情報収集に努める。	情報の収集	情報の収集	
4. 新しい中小企業金融への取組みへの強化					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用。第三者保証の利用のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンレビューには各営業店で徹底。 ・スコアリングモデル(信用格付)は未整備 ・体力の弱い中小企業への融資は、保全を担保、保証に頼らざるを得ない。 	「企業信用格付システム(SSC)」を導入し、信用リスクデータを入手する。	データ入力	データ入力 システムの活用開始	
(3) 証券化等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・売掛債権担保融資保証制度については従前から活用しているが、取引先が零細な中小企業であり証券化は不適である。 	売掛債権担保融資については、取引先個々に検討し、積極的に活用を勧誘していく。	積極的に活用を勧誘	積極的に活用を勧誘	

(羽後信用金庫)

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15 年 度	16 年 度	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	整備されていない	「企業信用格付システム(SSC)」を導入し、信用リスクデータを入手する。	データ入力	データ入力 システムの活用開始	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	重要事項説明について、トラブル防止から励行を指示しているが、融資関係規程に規定はなく、研修も実施していない	・ 融資関係規程を整備する ・ 内部研修を実施する	融資関係規程の整備 内部研修の実施	内部研修の実施	
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	地域金融円滑化会議に出席し、情報を入手している。	・ 地域金融円滑化会議に出席、内容を部店長会議で報告し遺漏のない対応を図る。	地域金融円滑化会議 に出席、内容を部店長 会議で報告	地域金融円滑化会議 に出席、内容を部店長 会議で報告	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	・ 苦情処理については、「コンプライアンス・マニュアル」に規定し、遵守している。 ・ 経営相談には親身になり対応している。	・ 全営業店に経営相談コーナー(仮称)を設置する。 ・ 関係規程を整備する。	・ 経営相談コーナー(仮称)設置 ・ 関係規程の整備		
6. 進捗状況の公表		中小企業再生取組み進捗状況を公表する。	中小企業再生取組み 進捗状況を公表	中小企業再生取組み 進捗状況を公表	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却引当の実施	・ 自己査定マニュアルは、制定以後11回にわたり一部訂正を行っている。 ・ 内部研修も実施し、指導している。 ・ 会議等で適切な自己査定を指示している。	・ 債務者区分については常時見直しを行う。 ・ 外部研修の受講する。 ・ 内部研修(復命研修を含む)の実施	・ 債務者区分の常時見直し ・ 外部研修の受講 ・ 内部研修(復命研修を含む)の実施	・ 債務者区分の常時見直し ・ 外部研修の受講 ・ 内部研修(復命研修を含む)の実施	

(羽後信用金庫)

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15 年 度	16 年 度	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	・不動産担保は「不動産担保評価基準」で評価、他の担保は「自己査定マニュアル」で評価し、合理性ありと認識しており対応済みである。				
(1) 金融再生法開示債権の保全状況開示	平成14年度版のディスクロージャー誌で開示済みであり、今後も開示する。				
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	・信用リスクデータの蓄積及び内部格付制度の導入は行っていない。 ・金利設定は、金利情勢を勘案して設定している。	「企業信用格付システム(SSC)」を導入する。	データの入力	・データの入力 ・格付結果と債務者区分の整合性の比較・検討を行う。	
(3) 事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用、システム関連等の従属業務を営む子会社の共同設立等					
3. ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	平成14年度から半期開示を実施しており、今後も開示する。				
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	平成13年度から外部監査を実施している。				
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	・総代の選任は、候補者名の店頭掲示、その旨を新聞報道している。 ・会員とは、諸会合や親睦行事、日常取引で意見交換が行われている。	全信協が取りまとめる総代会機能向上策を基に対応する	全信協が取りまとめる総代会機能向上策を基に対応	全信協が取りまとめる総代会機能向上策を基に対応	

(羽 後 信 用 金 庫)

項 目	現 状	具 体 的 な 取 組 み	ス ケ ジ ュ ー ル		備 考 (計 画 の 詳 細)
			15 年 度	16 年 度	
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針		信金中央金庫との連携強化 アドバイス・情報提供支援を受ける。			
(3) 経営(マネジメント)の質の向上に向けた取組み					
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	既発行のディスクロージャー誌で地域貢献についても記述しているが、もっと具体的な開示が必要と認識している。	全信協が取りまとめる地域貢献に関する情報開示策を基に対応する。	開示方法の決定 15年度上期分開示	15年度分開示 16年度上期分開示	

(羽 後 信 用 金 庫)

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

項 目	具 体 的 な 取 組 み
. 中小企業金融の再生に向けた取組み	
1. 創業・新事業支援機能等の強化	
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全信協開催の「目利き力養成講座(営業店編、本部編)」への参加・受講 ・ 地区協、県協の業界団体開催の研修にも参加・受講 ・ 上記研修受講者を講師にした復命研修(内部研修)の実施
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全信協開催の「目利き力養成講座(営業店編、本部編)」への参加・受講 ・ 地区協、県協の業界団体開催の研修にも参加・受講 ・ 上記研修受講者を講師にした復命研修(内部研修)の実施
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み	
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全信協開催の「目利き力養成講座(営業店編、本部編)」への参加・受講 ・ 地区協、県協の業界団体開催の研修にも参加・受講 ・ 上記研修受講者を講師にした復命研修(内部研修)の実施
. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み	
5. 法令等遵守(コンプライアンス)	
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部・営業店とも毎月コンプライアンス研修を実施、研修の実施状況等を理事会に四半期毎に報告 ・ 役員についても、年1回コンプライアンス研修を実施 ・ 全職員に対し、自己の法令等の遵守状況を報告させている(四半期毎) ・ コンプライアンス責任者(部店長)研修年4回、コンプライアンス管理者(責任者の次席)研修年1回実施 ・ 事務ミスの再発防止を部店長会議等で喚起 ・ 監査部による内部監査を本部・営業店とも年2回実施 ・ 監事による監査も本部・営業店とも年2回実施 ・ 自店検査は毎月実施し、検査結果を理事長に報告

(羽後信用金庫)